

1. 地域種別等による建築物等の制限の詳細は、建築基準法及び都市計画法を参照されたい。
2. 地区計画区域内については、地区整備計画及び地区の細区分等が指定されております。
3. 他町の都市計画道路は参考ですので、変更されている事があります。

1. 地域種別等による建築物等の制限の詳細は、建築基準法及び都市計画法を参照されたい。
2. 地区計画区域内については、地区整備計画及び地区の細区分等が指定されております。
3. 他町の都市計画道路は参考ですので、変更されている事があります。

用途地域変更箇所

凡 例	
—— —	都市計画区域
	市国広域区域
	第一種低層住居専用地域
	第一種中層住居専用地域
	第二種中層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	工業地域
	防火地域
	準防火地域
	都市計画道路
	都市計画公園
	土地収容調整事業区域
	土地収容環境促進区域
	地区計画区域
	研究開発地区区域
	特別工業地区区域
	特定大規模小規模住宅用地地区

縮小の図解	容積率%
	0.5
	1.0
	1.5
	2.0
	2.5
	3.0
	4.0
	5.0
	6.0
	7.0
	8.0
	9.0
	10.0
	12.0
	15.0
	20.0
	25.0
	30.0
	35.0
	40.0
	45.0
	50.0
	55.0
	60.0
	65.0
	70.0
	75.0
	80.0
	85.0
	90.0
	95.0
	100.0